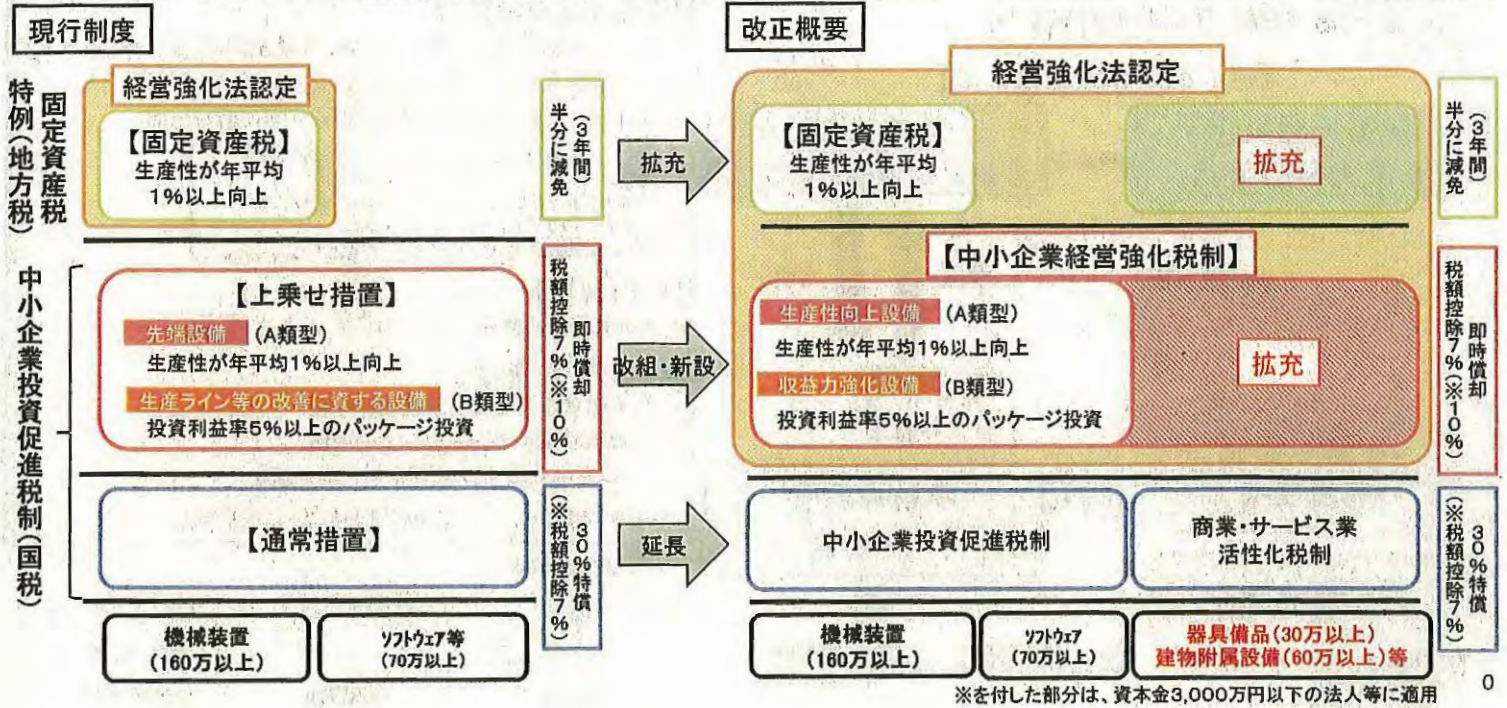


○中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置(即時償却等)を改組し、中小企業経営強化税制を創設。対象設備を拡充し、一定の器具備品・建物附属設備を追加(適用期限は2年間)。固定資産税の特例対象設備も、地域業種を限定した上で、同様に拡充することで、サービス業も含め、幅広く中小企業の生産性向上を強力に後押し。  
 ○中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制も適用期限を2年間延長。



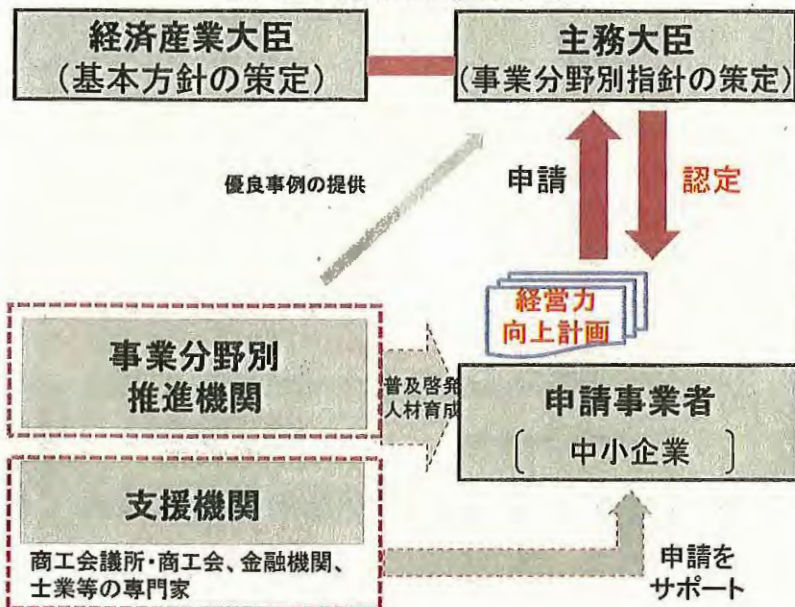
(参考) 器具備品・建物附属設備のイメージ

<器具備品>			<建物附属設備>
			
冷蔵陳列棚	ルームエアコン	サーバー	エレベーター
			
業務用冷蔵庫	介護浴槽	ブレーキ・スピードテスター	空調設備
			
介護用アシストスーツ	三次元座標測定機(測定機器) (寸法をマイクロメートル単位で測定)	理美容機器	高圧受電設備

- GDP600兆円に向けて、中小企業の生産性向上は緊急の課題。
- 特に赤字法人を含む商店・飲食店・介護事業者などの中小サービス業の生産性向上を促すため、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が取得する機械装置に係る固定資産税の特例措置を拡充し、対象設備に一定の器具備品・建物附属設備等を追加。追加設備については、対象となる地域・業種を限定し、重点的に支援する。

新制度 【適用期限：平成30年度末まで】

【中小企業等経営強化法】



【追加する対象設備】

- ▶ 中小企業者が認定計画に基づき、平成30年度末までに取得する一定の器具備品、建物附属設備、検査工具・測定工具
- ▶ 生産性を高める設備が対象(H29年・30年に新規取得)

生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備
◆機械・装置 (160万円以上/10年以内)
◆測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内)
◆器具・備品 (30万円以上/6年以内)
◆建物附属設備 (60万円以上/14年以内)

【特例措置】

- ▶ 固定資産税の課税標準を、3年間 1/2に軽減。

【対象地域・業種】

- ▶ ① 最低賃金が全国平均未満の地域 → 全ての業種
- ▶ ② 最低賃金が全国平均以上の地域 → 労働生産性が全国平均未満の業種

※機械装置については、引き続き全国・全業種対象。

＜対象設備の例＞



(参考)具体的な地域・業種限定の考え方

○地域別の最低賃金に基づき、以下のように対象を指定。

＜平成28年度地域別最低賃金(昇順)＞

宮崎県	714
沖縄県	714
鳥取県	715
島根県	715
佐賀県	715
長崎県	715
熊本県	715
大分県	715
鹿児島県	715
青森県	716
岩手県	716
秋田県	716
徳島県	716
山形県	717
愛媛県	717
高知県	718
福島県	725
香川県	742
宮城県	748
新潟県	753
和歌山県	753
山口県	753
福井県	754
石川県	757
岡山県	757
群馬県	759
山梨県	759
奈良県	762
福岡県	765
富山県	770
長野県	770
茨城県	771
栃木県	775
岐阜県	778
北海道	786
滋賀県	788
広島県	793
三重県	795
静岡県	807
兵庫県	819
京都府	831
千葉県	842
埼玉県	845
愛知県	845
大阪府	883
神奈川県	930
東京都	932

① 最低賃金が全国平均(823円)未満

全国加重平均 823円

② 最低賃金が全国平均(823円)以上

①最低賃金が全国平均未満の地域

○最低賃金が全国平均(823円)未満の地域については、**全ての業種を対象とする。**



40道県

②最低賃金が全国平均以上の地域

○最低賃金が全国平均(823円)以上の地域においても、**労働生産性が全国平均未満の業種については特例の対象とする。**



7都府県

(東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都)

(参考)24年経済センサスにおいては、一部の小売業(織物・衣服、飲食料品など)、宿泊業、飲食店、理美容、自動車整備業、医療業(※)、社会保険・福祉・介護業(※)などのサービス業については、労働生産性が全国平均未満。 ※医療業、社会保険・福祉・介護業については東京を除く。

法人の本店所在地ではなく、設備を取得する地域毎に判定

- 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。
- 従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組。適用期限は2年間。

改正概要 【適用期間：平成30年度末まで】

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備 (取得価額／販売時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械・装置(160万円以上／10年以内)</li> <li>◆測定工具及び検査工具(30万円以上／5年以内)</li> <li>◆器具・備品(30万円以上／6年以内)</li> <li>◆建物附属設備(60万円以上／14年以内)</li> <li>◆ソフトウェア(70万円以上／5年以内) (情報を収集・分析・指示する機能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械・装置(160万円以上)</li> <li>◆工具(30万円以上)</li> <li>◆器具備品(30万円以上)</li> <li>◆建物附属設備(60万円以上)</li> <li>◆ソフトウェア(70万円以上)</li> </ul>
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外<sup>4</sup>。

### (参考)中小企業等経営強化法のスキーム

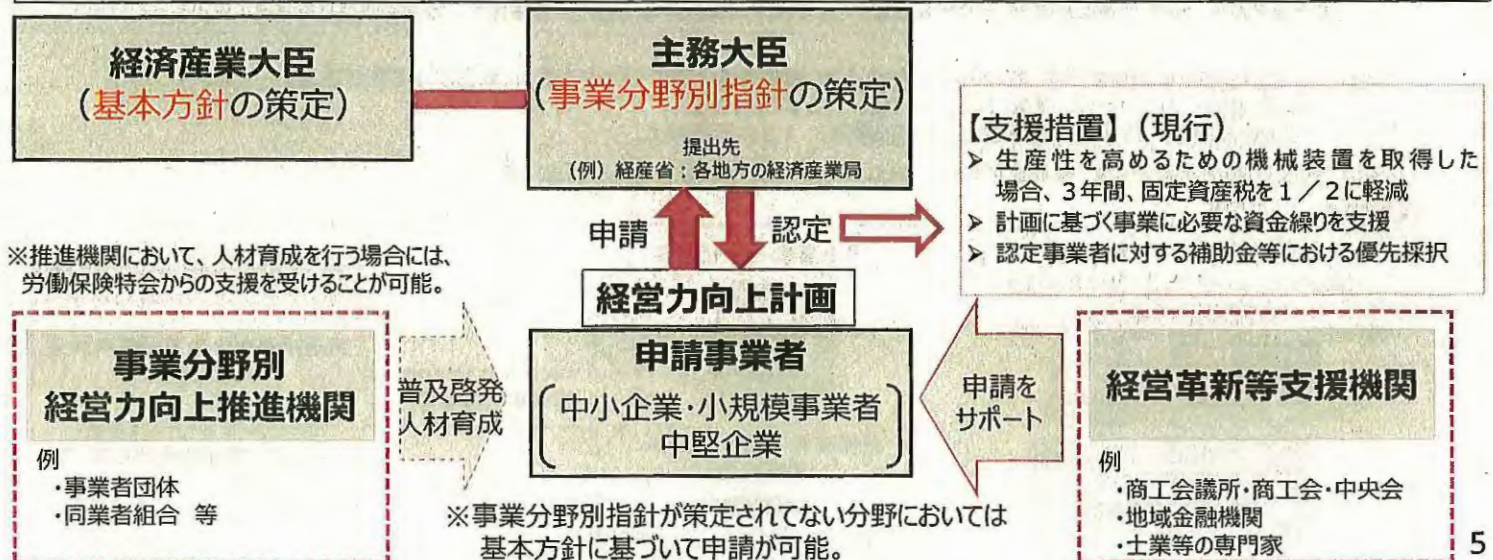
○人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境は厳しい状況にある。そのため、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を支援し、経営強化(「稼ぐ力」の強化)を図ることが必要。

#### ①政府による事業分野の特性に応じた指針の策定

国は基本方針に基づき、事業分野ごとに「経営力向上」の方法等を示した事業分野別の指針を策定。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴きつつ、経営力向上に係る優良事例を事業分野別指針に反映。

#### ②中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。



1-③中小企業投資促進税制(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

○中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の適用を認める措置。

○中小企業投資促進税制の対象設備等について一部見直しを行い(上乘せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設、器具備品を縮減)、適用期限を2年間延長。

改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

対象者	・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等) ・従業員数1000人以下の個人事業主	
指定事業	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育・学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万以上】	
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】	
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く	
	・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%が対象)	
措置内容	個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万超の中小企業	30%特別償却

1-④商業・サービス業・農林水産業活性化税制

○商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化を図るため、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。

○消費税率の引き上げに向けて、経営改善の取組を行う事業者の設備投資を後押しするため、適用期限を2年間延長。

改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

○本税制は、商業・サービス業者等(※1)が経営改善設備(※2)を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除(※3)ができる措置。

(※1)対象者は、中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等)及び従業員数1000人以下の個人事業主。

ただし、アドバイス機関に該当する中小企業者等は対象外。

また、指定事業は下記業種。

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業(教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業))、農業、林業、漁業、水産養殖業 \*性風俗関連特殊営業に該当するものは除く

(※2) 認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。

器具・備品(ショーケース、看板、レジスター等): 1台30万円以上

建物附属設備(空調施設、電気設備、店舗内装等): 1台60万円以上

(※3) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る。

【本税制のイメージ図】

